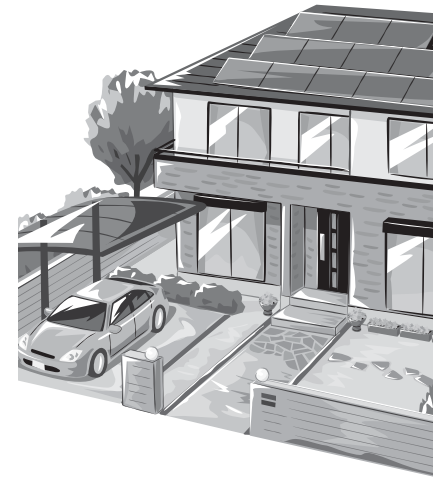


## 平成30年度 茨城町住宅リフォーム資金助成事業 を実施します

町では、町内の施工業者を利用して自己用住宅のリフォーム工事を行う町民の方に対して、その工事金額の一部を助成します。申請方法や添付書類等は都市整備課までお問い合わせください。



### 1 助成対象者の要件

- (1) 町内在住者であって、リフォームを行おうとする個人住宅を所有し、その住宅に申請時において3年以上住民登録をしていること。事務所・店舗併用住宅は、個人の住居部分のみ。アパート、貸家は除く。
- (2) 申請時において、町税等、その他町に対する債務を滞納していないこと。
- (3) 過去に住宅リフォーム助成や他の補助金の交付を受けていない方。

### 2 助成対象リフォーム工事

- (1) 町内に住所を有する業者に依頼して、消費税を含んだ総額が100万円以上の工事。
- (2) 助成対象工事は住宅の外装・内装工事、建具工事、住宅設備工事等。
- (3) 申し込み後、町より助成認定通知書が送られた後に工事を着手し、翌年2月末日までに完了する工事。  
**(既に着工している、もしくは工事完了済の住宅は対象になりません)**
- (4) 過去に住宅リフォーム助成や他の補助金の交付を受けていない住宅。

※補助の対象とならない工事の例は次のとおりです。他の工事についても助成の対象とならない場合がありますので、事前に十分確認してください。

- (例) 物置や車庫等の別棟工事、家電製品等の備品購入や取付け、門扉や塀等の工事、造園工事、シロアリ駆除等防虫工事、下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽接続のための屋外配管工事 など

### 3 受付期間 5月14日(月)～6月15日(金)

※閉庁日を除く 午前8時30分～午後5時15分

### 4 助成額

助成金の額は一律20万円です。ただし予算の範囲を超える申込みがあったときは、抽選により助成対象者を決定します。

【問合せ先】 都市整備課 住宅・営繕グループ ☎ 029-240-7116 (直通)

## 家族介護用品支給事業の利用について

在宅で、寝たきりや認知症の高齢者等を介護している家族に対し、家族の身体的・経済的負担の軽減を図るため、介護に必要なおむつやその他の用品を購入する際の費用を一部補助します。

- ▶ **支給対象者** 65歳以上の高齢者のうち、介護保険制度で、要介護4または5の認定を受けている方を在宅で介護している家族。  
ただし、高齢者及び介護者ともに茨城町内に住所を有する方。
- ▶ **支給額** ①非課税世帯 月額5,600円以内  
②課税世帯 月額4,000円以内  
※世帯とは、住民基本台帳を基本とします。介護者が別世帯の場合は、介護者の世帯も含まれます。
- ▶ **補助対象介護用品** 紙おむつ、尿とりパット、使い捨て手袋、清拭剤、お尻拭き
- ▶ **利用店** 次の町指定業者で購入して頂きます。  
①みすず薬局 石崎店 (茨城町上石崎)  
②カワチ薬品 茨城町店 (茨城町長岡)  
③アイセイ薬局 茨城町店 (茨城町小鶴)
- ▶ **利用券の返却** 支給対象者が、介護度の変更・入所・入院・転出等の対象要件に該当しなくなったときは、介護用品利用券を返却してください。
- ▶ **更新申請** 毎年6月に更新申請があります。  
受付期間：6月1日(金)から6月18日(月)まで  
申請場所：長寿福祉課 (4番窓口) で申請してください。  
持参するもの：介護保険証、印鑑

【問合せ先】 長寿福祉課 ☎ 029-291-8407 (直通)

あなたの笑顔を地域のために活かしてみませんか

## 「脳の健康教室」教室サポーターを募集します

町では、心身の生活機能に低下がみられる方に対して、脳の健康教室を行っています。この教室の運営を手伝ってくださる「教室サポーター」を募集します。興味のある方は、健康増進課までお問い合わせください。

- ▶ **募集人数** 若干名
- ▶ **募集条件** 概ね65歳までの方で、高齢者の心身の健康増進に理解のある方
- ▶ **活動内容** 参加者の学習支援及びコミュニケーション  
(くもん学習療法センターの教材を使用します)

### ▶ 日程等

会場	実施期間	曜日	活動時間	回数
ゆうゆう館	平成30年7月～平成31年2月	木	午前9時30分～正午	24回
平成館	平成30年8月～平成31年1月	金	午前9時30分～11時30分	24回

・活動回数は、教室サポーターの方に交代でご協力いただき、月に2～3日程度です。

- ▶ **謝金** 1日1,000円 (研修会・学習説明会は除きます)
- ▶ **申込方法** 5月14日(月)から6月13日(水)までに、健康増進課にお申し込みください。

【申込・問合せ先】 健康増進課 ☎ 029-240-7134 (直通)

## 公共下水道の供用開始区域が拡大されました

町では、公衆衛生の向上や、溜沼など公共用水域の水質保全を図るため、市街化区域を中心として公共下水道の整備を進めています。

今回新たに、6.74haの区域 (平成30年3月31日供用開始：谷田部地区3.94ha、小鶴地区2.80ha) において、公共下水道を使用できるようになりました。拡大された区域にお住いの皆さまには、公共下水道への早期接続にご協力をお願いします。

【問合せ先】 下水道課 ☎ 029-240-7127 (直通)

